

一般処方名加算

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。 当院も一般名処方の推進につとめています。一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。ご不明な点は十分にご説明いたしますので、お気軽にご相談下さい